

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、翌日が休日とする場合)

告

示

## 鳥取県告示第二百四十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十一条の規定により次のとおり告示する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西尾邑 次

名 称 所 在 地 指定年月日

医療法人社団遠藤医院	八頭郡用瀬町大字鷹狩七三二一一	平成七年一月一日
消化器クリニック米川医院	境港市上道町九一四一	タ
明穂整形外科	米子市西三柳八八〇一	タ
萬治医院	鳥取市扇町一一一三	タ
宮石クリニック	倉吉市丸山町四七六一三	タ
医療法人社団梶谷医院	倉吉市福庭B三九・R三一一	平成七年二月一日
ゆたに駅南薬局	米子市大崎三〇三五	平成七年三月一日
西村快復堂薬局	鳥取市扇町一	平成七年二月四日
米子市日原八一〇一三	平成七年二月一日	タ

- ◇告示 結核予防法による指定医療機関の指定（健康対策課）
- ◇告示 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退（タ）
- 保健所、食肉衛生検査所の使用料及び手数料の額の一部改正（タ）
- 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示（中小企業課）
- 土地改良事業の認可（農村整備課）
- 土地改良事業の工事の完了（タ）
- 土地収用法による事業の認定（二件）（管理課）
- 都市計画の変更（都市計画課）
- 開発行為に関する工事の完了（四件）（タ）
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（二件）（タ）
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（下水道課）
- 公有水面の埋立ての免許（港湾課）
- ◇選管規則 鳥取県議会議員及び鳥取県知事選挙における選舉運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則の一部を改正する規則
- ◇教委告示 鳥取県指定保護文化財等の指定の一部改正（文化課）

うさぎ調剤薬局	米子市中町八三	平成七年一月一日
岩美郡国府町大字糸谷八一三	平成七年三月十日	

**鳥取県告示第二百四十九号**

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により次のとおり告示する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
林医院	八頭郡用瀬町大字鷹狩七二〇	平成六年十一月三十一日
遠藤医院	境港市上道町九一四一	タ
萬治医院	倉吉市丸山町四七六一三	平成七年一月三十一日
梶谷医院	米子市大崎三〇三五	平成七年二月二十八日

第一号中「二百三円」を「二百五円」に改める。

**鳥取県告示第二百五十一号**

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四八年法律第二百九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
辰巳義美	シェーズ愛ランド鳥取安長店	鳥取市安長二三二七一一外

**鳥取県告示第二百五十二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市農業協同組合が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）沢山地区区画整理）を平成七年三月二十二日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第一百五十三号**

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第二百二十三条の一第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
三朝町 タ 区画整理	土地改良総合整備事業（水田小規模排水）今泉 地区農業用排水、区画整理及び農道整備 農用地有効利用モデル集落整備事業成・吉原地	平成六年三月二十五日 タ

**鳥取県告示第二百五十五号**

土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称  
大栄町
- 二 事業の種類  
東亀谷運動場整備事業
- 三 起業地
  - 1 収用の部分 東伯郡大栄町大字島字尾崎地内
  - 2 使用の部分 なし
- 四 土地收回法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
東伯郡大栄町大字由良宿四二三一一  
大栄町役場

**三 起業地**

- 1 収用の部分 八頭郡若桜町大字春米字ショムカ地内
- 2 使用の部分 なし

- 四 土地收回法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
八頭郡若桜町大字若桜八〇一一五  
若桜町役場

- 二 事業の種類
  - 1 水ノ山セミナーハウス（仮称）及び水ノ山屋内スポーツセンター（仮称）並びに取付道建設事業

**鳥取県告示第二百五十六号**

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市

計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当核都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成7年3月2十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路三・四・一号樋ノ上川線、三・四・二十三号産業中央線（変更前三・五・九号産業中央線）、三・四・二十四号米川町上道線及び三・四・二十五号深田川線

#### 二 都市計画を変更する土地の区域

1 三・四・一号樋ノ上川線

変更する部分

境港市中野町字中浜田、字中灘開及び字廣見灘

2 三・四・二十三号産業中央線（変更前三・五・九号産業中央線）

変更する部分

境港市浜ノ町、蓮池町、上道町字横土手及び字上横土手、中野町字北大工田、字

南大工田、字北原、字南原、字宮若堀及び字膝根、福定町字原畠、字駒ヶ坪、字橋

本原、字下加保畠、字上加保畠及び字東半田原、竹内町字半田、字下野地、字橋の

向、字狐山野地、字清助田、字中野地、字敷田原、字花免野地、字敷田野地及び字治郎兵衛原、誠道町並びに新屋町字東奥原

3 三・四・二十四号米川町上道線

追加する部分

境港市米川町、上道町字鎧田及び字上横土手並びに中野町字下三窪田及び字北大

工田

4 三・四・二十五号深田川線

追加する部分

境港市上道町字鎧田及び字上横土手

#### 鳥取県告示第二百五十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成7年3月2十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

#### 一 開発許可の年月日及び番号

平成六年三月八日 鳥取県指令受米土維第千二百三号

#### 二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字堀川尻戍

#### 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市西福原字堀川尻戍

株式会社 ミヨシ産業

代表取締役 三好 勇

#### 鳥取県告示第二百五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成7年3月2十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年七月十三日 鳥取県指令受米土維第三百十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市西福原字堀川尻内

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市二本木一一一一一

本城硝子建材商事株式会社

代表取締役 本城晴彦

### 鳥取県告示第二百五十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年九月五日 鳥取県指令受米土維第五百六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字小波字泉原及び字上籠子谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳三三六〇一八

株式会社 ミヨシ産業

代表取締役 三好 勇

### 鳥取県告示第二百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 三・三・一号 皆生海浜公園

三 事業施行期間

### 鳥取県告示第二百六十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年九月五日 鳥取県指令受米土維第五百六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字小波字泉原及び字上籠子谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳三三六〇一八

株式会社 ミヨシ産業

代表取締役 三好 勇

### 鳥取県告示第二百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 三・三・一号 皆生海浜公園

三 事業施行期間

昭和六十二年十一月四日から平成九年三月三十一日まで  
 (変更前 昭和六十二年十一月四日から平成七年三月三十一日まで)

四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし

- 2 使用の部分 なし

**鳥取県告示第二百六十二号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画

事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成三年十一月十五日から平成十三年三月三十一日まで  
 (変更前 平成三年十一月十五日から平成七年三月三十一日まで)

二 都市計画事業の種類及び名称  
 鳥取都市計画下水道事業 国府町公共下水道

三 事業施行期間

平成六年十月二十八日から平成十二年三月三十一日まで  
 (変更前 昭和六十三年十月二十八日から平成七年三月三十一日まで)

四 事業地

1 収用の部分  
 追加する部分 岩美郡国府町新通り四丁目、新町一丁目、新町二丁目、奥谷一丁目、  
 奥谷二丁目及び宮下地内

2 使用の部分 なし

**鳥取県告示第二百六十四号**

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第二百六十三号**

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画

事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年三月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二 都市計画事業の種類及び名称

三 事業施行期間

平成三年十一月十五日から平成十三年三月三十一日まで  
 (変更前 平成三年十一月十五日から平成七年三月三十一日まで)

四 事業地

1 収用の部分  
 使用の部分 なし

**鳥取県告示第二百六十四号**

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

1 収用の部分 米子市西二柳字忠次郎道西  
 変更する部分 なし

2 使用の部分 なし

変更する部分 米子市西二柳字忠次郎道西

一 免許の日  
平成七年三月二十八日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所  
鳥取県  
鳥取市東町一丁目二三〇

三 埋立区域

(一) 位置  
東伯郡赤崎町大字赤崎字東條一四二七、一五二一三、一五一三一一、一五二〇一三、一五二一、一五二四、一五二七、一五二八一一、一五三四次一、一五三四次二及び二〇四一に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域  
次の①の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑪の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域並びに⑦の地点から⑨の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑩の地点と⑦の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 赤崎港沖防波堤灯台（北緯三五度三〇分四〇秒、東経一三三度三九分四四秒）から二七四度二二分一一秒一、〇二九・八六メートルの地点

②の地点 ①の地点から一二三度三四分四五秒、四二・八三メートルの地点

③の地点 ②の地点から二〇五度一八分五八秒、一六・一〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から二九五度一九分三五秒、二三・三八メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二九七度三分〇四秒、五・七九メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三〇三度三一分二二秒、八・二七メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から三二〇度〇六分四九秒、六・八三メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三二一度三六分〇六秒、一二・六六メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から五二度二八分〇五秒、四・五七メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から一四〇度一四分四五秒、五・八五メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三二一度三六分〇六秒、二・〇〇メートルの地点

三 面積  
八七一・一四平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置  
東伯郡赤崎町大字赤崎字菊港一〇一五、字中條北側一四二七、字東條一四二七、一五一二一三、一五一三一一、一五二〇一三、一五二一、一五二四、一五二七、一五二八一一、一五三四次一、一五三四次二、一五三七一一から一五三七一四まで、一五四四一一、一五四六次一、一五四八一一及び二〇四一に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域  
次の⑦の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑪の地点と⑦の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

⑦の地点 赤崎港沖防波堤灯台（北緯三五度三〇分四〇秒、東経一三三度三九分四四秒）から二七八度四二分五九秒、九七八・二〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一二三度三四分二六秒、一二六・七八メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から二二一度三四分二六秒、一一九・六九メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二九三度四〇分三三秒、八・八二メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から三〇一度〇七分五〇秒、二〇・九八メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から三〇八度五四分一秒、一〇・〇メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から三一一度〇一分二四秒、二二・七五メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から三〇八度四八分三一秒、二二・五六メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から二九八度三分四九秒、七・一九メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から二九五度一四分四八秒、二六・五七メートルの地点

シの地点 ②の地点から二九七度五九分三四秒、五・一〇メートルの地点

スの地点 ③の地点から三〇五度四九分〇七秒、一一・八五メートルの地点

セの地点 ④の地点から三一度五三分三秒、七・七〇メートルの地点

⑤の地点 ⑤の地点から三三三度一三分二秒、四一・〇五メートルの地点

タの地点 ⑥の地点から三三七度三〇分四六秒、三五・七三メートルの地点

チの地点 ⑦の地点から四四度二分二七秒、一一・七八メートルの地点

⑧の地点 ⑧の地点から七五度〇〇分三五秒、九七・九九メートルの地点

⑨の地点 ⑨の地点から三三三度から七五度〇〇分三五秒、九七・九九メートルの地点

(二) 面積  
二一、二九八・一七平方メートル

五 埋立地の用途

船揚場

選挙管理委員会規則

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年二月二十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

鳥取県選挙管理委員会規則第一号

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の

使用等についての県費負担に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する規則（平成六年三月鳥取県選挙管理委員会規則第一号）の一部を

次のように改正する。

第二条中「第八十六条第一項」を「第八十六条の四第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第六号

昭和三十一年六月鳥取県教育委員会告示第二十九号（鳥取県指定保護文化財等の指定について）の一部を次のとおり変更したので告示する。

平成七年三月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

		名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後
所 有 者	所 在 の 場 所	名 称	寸 法	古三彩鉢皿	古三彩鉢皿
大岳院 代表者 中村雲超	倉吉市東町	三彩稜花刻花文盤	径八寸二分五厘	三彩稜花刻花文盤	三彩稜花刻花文盤
大岳院	倉吉市東町四二三一	大岳院	径二十七・五センチメートル	大岳院	大岳院